

★ 広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則（規則第九号）（農業技術課）

一 改正の要旨

1 平成二十二年六月に行った平成二十三年度以降の広島県立農業技術大学校（以下「大学校」という。）の本科の教育課程の専攻コースの見直しに合わせ、教育科目及びその時間数の見直しを行った。

2 平成二十四年度以降の大学校の本科の園芸課程の専攻コースの見直しを行った。

二 施行期日

平成二十三年四月一日。ただし、一・二については、平成二十四年四月一日